

2026年度末
をもって

手形・小切手の ご利用が廃止となります!!

政府は、**2026年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面電子化**の方針を示しています。
電子化に向けた対応が遅れると、資金決済に支障が生じる恐れがあります。
紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行のご対応を、至急お願いいたします。

電子化しないと生じてしまう、3つの「ない」



取引先と決済できない!

政府方針を受け、**紙の手形・小切手をやめる企業が年々増えています**。各事業者において「紙による取引方法の見直し」が迫られています。

手形・小切手を入手できない!

手形帳・小切手帳の発行を終了する金融機関が増えています。今後、手形等を入手することができなくなる恐れがあります。

手形の代金取立を依頼できない!

2027年4月以降を期日とする**期日管理が伴う代金取立や他行を支払地とする手形・小切手等の入金**を終了する金融機関が増えています。



いま着手すれば、十分間に合います!

裏面を
ご覧ください!

電子的決済サービス※で経理業務をもっとラクに!!

※紙の手形・小切手の代替手段となる、「でんさい」またはインターネットバンキングなどを利用した決済サービス

詳細につきましては、茨城県内のお取引のある金融機関にご相談ください。

